（バリアフリー推進課の所掌事務）

第二十三条　バリアフリー推進課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

一　高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリーに資する施策の推進その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

二　一般消費者の利便の増進及び利益の保護

（鉄道部に置く課等）

第三十七条　鉄道部に、次に掲げる課を置く。

監理課（関東運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局に限る。）

計画課

技術・防災課（関東運輸局を除く。）

技術・防災第一課（関東運輸局に限る。）

技術・防災第二課（関東運輸局に限る。）

安全指導課（四国運輸局を除く。）

索道課（北陸信越運輸局に限る。）

2　（略）

（監理課の所掌事務）

第三十八条　監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること（計画課、技術・防災課（関東運輸局にあっては、技術・防災第一課及び技術・防災第二課。以下この条、次条及び第四十三条において同じ。）及び安全指導課（四国運輸局にあっては、安全指導推進官）の所掌に属するものを除く。）。

四　陸運機器等の製造、販売及び修理に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（技術・防災課の所掌に属するものを除く。）。

五　（略）

（計画課の所掌事務）

第三十九条　計画課（北陸信越運輸局を除く。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等の整備に関すること（軌道の工事施行の認可等に関すること及び技術・防災課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

2・3　（略）

（技術・防災課の所掌事務）

第四十条　技術・防災課（北陸信越運輸局を除く。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　前号に掲げるもののほか、鉄道等の用に供する施設及び鉄道等の車両に関する災害の防止及び復旧に関すること。

七・八　（略）

2　北陸信越運輸局の技術・防災課は、前項各号に掲げる事務のうち、鉄道及び軌道に係るものをつかさどる。

（消費者行政・情報課の所掌事務）

第二十三条　消費者行政・情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

二　地方運輸局の所掌事務に関する情報化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。

三　交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。

（鉄道部に置く課等）

第三十七条　鉄道部に、次に掲げる課を置く。

監理課（関東運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局に限る。）

計画課

技術課（関東運輸局を除く。）

技術第一課（関東運輸局に限る。）

技術第二課（関東運輸局に限る。）

安全指導課（四国運輸局を除く。）

索道課（北陸信越運輸局に限る。）

2　（略）

（監理課の所掌事務）

第三十八条　監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること（計画課、技術課（関東運輸局にあっては、技術第一課及び技術第二課。以下この条、次条及び第四十三条において同じ。）及び安全指導課（四国運輸局にあっては、安全指導推進官）の所掌に属するものを除く。）。

四　陸運機器等の製造、販売及び修理に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（技術課の所掌に属するものを除く。）。

五　（略）

（計画課の所掌事務）

第三十九条　計画課（北陸信越運輸局を除く。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等の整備に関すること（軌道の工事施行の認可等に関すること及び技術課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

2・3　（略）

（技術課の所掌事務）

第四十条　技術課（北陸信越運輸局を除く。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

（新設）

六・七　（略）

2　北陸信越運輸局の技術課は、前項各号に掲げる事務のうち、鉄道及び軌道に係るものをつかさどる。